

国際のETF VIX短期先物指数

月次レポート

2022年
08月31日現在

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

※ファンドは、受益権の併合を行っています。詳しくは、下記の【受益権の併合について】をご覧ください。

■ 基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・対象指数は、S&P 500 VIX短期先物指数(円換算ベース)です。詳しくは、後記の「S&P 500 VIX短期先物指数について」をご覧ください。
- ・対象指数は、設定日を13,092として指数化しています。

■ 基準価額および純資産総額

基準価額(1口当たり)	2,034円
前月末比	+86円
純資産総額	396.60億円

■ 分配金実績(1口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第11期	2021/11/14	0円
第10期	2020/11/14	0円
第9期	2019/11/14	0円
第8期	2018/11/14	0円
第7期	2017/11/14	0円
第6期	2016/11/14	0円
設定来累計		0円

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■ 騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	4.4%	-9.2%	-4.3%	-9.8%	-77.6%	-99.9%
対象指数	4.7%	-8.7%	-3.5%	-8.7%	-77.1%	-99.9%

- ・ファンドは受益権の併合を行っています。このため併合日をまたいで計算しているファンドの騰落率については併合による影響を受けないように調整しています。
- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・騰落率は当初設定価額を起点として上記調整を行い計算しています。
- ・分配金実績がある場合でも、分配金(税引前)は考慮していません。

■ 資産構成

	比率
その他先物	99.5%
現物債券	55.1%

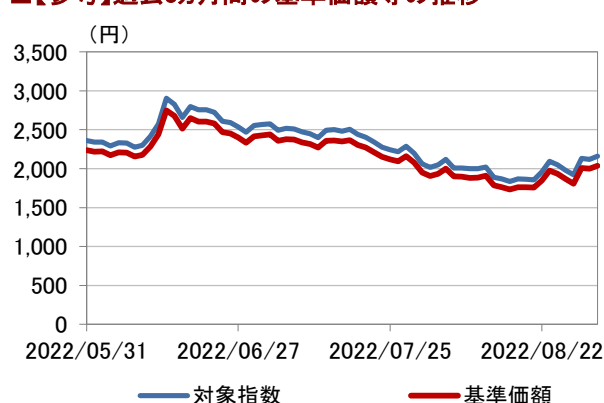
基準価額の推移及び騰落率の表示と算出データの一部変更を行いました。詳しくは8月22日のお知らせ「ETF月次レポートの表示内容変更およびETF日々の開示情報のご提供方法変更(予定)について」をご覧ください。

■ 組入上位5銘柄(VIX指数先物)

組入銘柄数: 2銘柄

銘柄	比率
1 CBOE VIX2209	57.2%
2 CBOE VIX2210	42.3%
3 -	-
4 -	-
5 -	-

■【参考】過去3ヵ月間の基準価額等の推移



■【受益権の併合について】

受益権併合日	併合比率
2017年09月15日	200:1

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。

・ファンドは、2018年8月14日に主要投資対象の変更を行っています。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

追加的記載事項

* 追加的記載事項の内容は、2021年11月10日付の適時開示情報を基に記載したものです。

「国際のETF VIX短期先物指数」の信託終了(繰上償還)および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定ならびに監理銘柄(確認中)への指定のお知らせ

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および当該繰上償還にかかる投資信託約款の重大な内容の変更(以下、「重大な約款変更」といいます。)を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを決定いたしました。当該書面決議においては、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めました。なお、当該繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更に関する書面決議が可決された場合、2024年2月13日付で約款変更を実施、2024年2月14日を信託終了日として繰上償還する予定であり、当ファンドは2021年11月10日以降、東京証券取引所において監理銘柄(確認中)に指定されます。

1. 繰上償還および付随する重大な約款変更に関する日程(予定)

書面決議の対象受益者の確定基準日	2023年11月14日(火)
書面決議に関する書類発送日	2023年12月20日(水)
議決権行使書面による議決権行使期限	2024年1月9日(火)
書面決議日	2024年1月11日(木)
買取請求開始日(予定)	2024年1月12日(金)
買取請求終了日(予定)	2024年1月31日(水)
約款変更実施日(予定)	2024年2月13日(火)
信託終了日(予定)	2024年2月14日(水)

2. 東京証券取引所における売買に関する日程(予定)

「監理銘柄(確認中)」への指定	2021年11月10日(水)
「整理銘柄」への指定	2024年1月11日(木)
東京証券取引所における最終売買日	2024年2月9日(金)
上場廃止日	2024年2月12日(土)

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更の内容および理由

<内容>
・当ファンドの信託期間を無期限から2024年2月14日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
<理由>
当ファンドは東京証券取引所への上場以来「運用の基本方針」に則り、基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX 短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目指して運用を行ってまいりました。当ファンドの対象指数はその性質上、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有しており、これに伴い当ファンドも基準価額が逡減する特性を有しております。このため、基準価額が低水準となり、1口当たりの基準価額における1円の変化が与える影響が相対的に大きくなったことを受け、2017年9月に、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう受益権併合を実施いたしました。基準価額はふたたび逡減傾向にあります。なお、当ファンドの取引所での取引価格は、市場の需給により影響を受けますが、理論的には裁定が働くことから、基準価額から大きな乖離が生じにくい傾向にあり、同様の経過を辿っております。今般、再度の受益権併合の実施についても検討いたしました。上述の価格特性を有していることから、今後もご提供し続けることで将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、再度の受益権併合ではなく、投資信託約款第43条および第49条に規定している「受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合」に該当すると判断いたしました。一方で、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、市況によっては短期的に大きな収益機会をご提供できることもあり*、それを期待している投資家のみなさまの売却機会に配慮する必要があると考えました。そのため、繰上償還の手続きを行うことについて通常より早期に決定し、信託期間を無期限から2024年2月14日までとする投資信託約款の重大な変更と繰上償還手続きに係る書面決議までの期間を2年程度確保する日程といたします。
* 必ずしも大きな収益が得られるということを示唆・保証等するものではありません。

4. 書面決議の判定

繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更を実施するため、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定め、書面決議を実施する予定です。なお、繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更は、2023年12月20日頃にお送りします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内(2023年12月21日から2024年1月9日)に賛成の意思表示をされた受益者(法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。)が保有する2023年11月14日の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および当該繰上償還にかかる約款変更に対して反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第18条および同法第20条で準用する同法第18条に基づいて、2024年1月12日から2024年1月31日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、2023年11月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、当ファンドの取得申込は2024年1月12日以降、一部解約は2024年2月7日以降、受け付けないこととします。

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return)の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

■ファンドの特色

特色1 主として、外国有価証券指数等先物取引*1を行うことにより、基準価額の変動率を円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目指します。
 なお、当ファンドは米国国債等へも投資を行います。

(注)・当ファンドは、あくまでも円換算した「S&P 500 VIX短期先物指数」に連動する投資成果を目指すものであり、円換算した「VIX指数₂」に連動する投資成果を目指すものではありません。

・当ファンドは、中長期的には時間的価値の減価などによる影響を受ける傾向があると考えられます。

・VIX指数が変動を繰り返して元の水準に戻った場合でも、当ファンドの基準価額が元の水準に戻るとは限りません。

<S&P 500 VIX短期先物指数について>

S&P 500 VIX短期先物指数とは、CBOE*3先物取引所(CBOE Futures Exchange)に上場されているVIX指数先物の第1限月と第2限月をロールオーバー*4した場合のリターンを指数化したものです。

*1 外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引と類似の取引をいいます。

*2 VIX指数について

「VIX」とは、ボラティリティ・インデックス(Volatility Index)を指します。VIX指数とは、CBOEがアメリカの主要株価指数の1つであるS&P500種指数のオプション取引の値動きをもとに算出・公表するものであり、将来の株式市場に対する投資家心理を示すものとして利用されています。数値が高いほど投資家が相場への先行きに不透明感を持っているとされます。

*3 Chicago Board Options Exchange(シカゴオプション取引所)

*4 日次にて、買い建てていた第1限月を売却、第2限月を買付ける取引を行い、それぞれの限月に係る取引の加重平均した残存日数を1か月に維持しています。

(注)当ファンドでは、対象指数に、対象指数の算出日の翌営業日の対顧客電信売買相場仲値をかけて計算した「円換算した対象指数」をベンチマークという場合があります。

・外国有価証券指数等先物取引においては、日次にて、買い建てていた第1限月を売却、第2限月を買付ける取引を行い、それぞれの限月に係る取引の加重平均した残存日数を1か月に維持することを基本とします。

・取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について外国有価証券指数等先物取引を行う場合があります。この場合、一時的に、外国有価証券指数等先物取引の買建額が当ファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。

・市況動向等によっては、対象指数への連動を目指す上場投資信託証券等に投資する場合があります。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等の事情によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

特色2 年1回決算を行い、収益の分配を行います。

・毎年11月14日に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

・分配対象収益額の範囲は、経費控除後の配当等収益の全額とします。売買益(評価益を含みます。)からの分配は行いません。

・分配対象収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

特色3 受益権は金融商品取引所に上場されています。

・受益権が上場されている金融商品取引所は、東京証券取引所です。(上場日:2010年12月20日)

・東京証券取引所の取引時間中であればいつでも次により売買することができます。

・売買単位は1口単位です。

・売買手数料は、取次ぎの証券会社が独自に定める金額とします。

・売買方法は原則として株式と同様です。

くわしくは取次ぎの証券会社へお問い合わせください。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

投資リスク

■基準価額・市場価格の変動要因(以下、両者を合わせて「基準価額等」と言う場合があります。)

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けます。また、ファンドの市場価格は基準価額の変動以外に市場要因等の影響を受けます。**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額等の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額等の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	当ファンドは、主に外国有価証券指数等先物取引に係る権利(VIX指数先物)および米国国債に投資を行います。当ファンドの対象指数であるS&P 500 VIX短期先物指数は、VIX指数先物取引の価格に基づくものであり、VIX指数の算出元であるS&P500種指数のオプション取引の価格やVIX指数先物取引の需給等の影響により変動します。また、一般に、債券の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。したがって、VIX指数先物や組入債券の価格が変動すれば当ファンドの基準価額等の変動要因となります。なお、一般的に、対象指数の値動きは株式市場の値動きとは異なり、また、その変動幅は大きい傾向にありますので、十分ご留意ください。
為替変動 リスク	当ファンドは、主に米ドル建のVIX指数先物および米国国債に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券等の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額等の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額等の下落要因となります。
信用 リスク	有価証券等の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落(利回りは上昇)すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。
制度変更等 に関する リスク	将来的にVIX指数先物の取引に係る規制の変更等により当ファンドが不利益を被る場合には、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

<<円換算した対象指数と当ファンドの基準価額の主な乖離要因>>

当ファンドは、VIX指数先物および米国国債への投資を通じて、基準価額の変動率を円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指しますが、次のような要因により、円換算した対象指数と基準価額の値動きが一致しない場合があります。

- ・当ファンドの信託報酬や、投資しているVIX指数先物等の売買にかかる費用等の負担があること
- ・VIX指数先物は、株価変動の他、需給やVIX先物指数に対する期待等の影響により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があること
- ・設定・解約への対応や、S&P 500 VIX短期先物指数のVIX指数先物構成比に合致させるために行う日々の売買においてVIX指数先物の投資比率が必ずしも当ファンドの純資産総額の100%とならないこと
- ・資金の流出入と、当該資金の流出入に伴うVIX指数先物および米国国債の売買との間に時間差が生じること
- ・外貨建資産の評価に用いる対顧客電信売買相場の仲値が、公表後に修正される場合があること

※上記は主な乖離要因であり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ・当ファンドの受益権は、金融商品取引所に上場され、当該金融商品取引所で取引されます。その市場価格は、当該金融商品取引所における需給関係によって形成されるため、必ずしも対象指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離が生じます。
- ・分配対象収益の全額を分配することを原則としますが、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合は、繰上償還されます。
- ・当ファンドの対象指数はその性質上、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく可能性があり、これに伴い当ファンドの基準価額も減速する可能性があります。
- ・当ファンドの基準価額水準によっては、受益権の併合を行う場合があります。
- ・受益権の併合を行う場合には、併合後の1口に満たない受益権(端数受益権)は換価処分の上、持分にに応じて受益者にお返しすることとなります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

<<連動対象指標の特徴と留意点>>

<原資産の価格を利用する指標との差異>

当ファンドは、円換算した「S&P 500 VIX短期先物指数」に連動する投資成果を目指すものであり、円換算した「VIX指数」に連動する投資成果を目指すものではありません。

<ロールオーバー時の損益について>

期近の先物価格よりも期先の先物価格が高くなっていく順翰の状態(以下「コンタンゴ」といいます。)においては、次限月以降の限月に乗換え(以下「ロールオーバー」といいます。)を行う際に損失が発生します。

市場がコンタンゴの状態にあり、期先の先物価格が期近の先物価格(売却する先物の価格)よりも常に高い状態にある場合、ロールオーバーに伴う損失により、投資家の元本は大幅に目減りすることになります。

<留意すべき投資スタイル>

(中長期的な投資)

コンタンゴの状態が多くなる場合、ロールオーバー時の損失が累積することによって対象指標が減価するおそれがあるため、中長期的な投資を行う場合には留意が必要です。

VIX指数が変動を繰り返して元の水準に戻った場合でも、当ファンドの基準価額が元の水準に戻るとは限りません。

S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total ReturnはS&P Dow Jones Indices LLCとその関係会社(以下、SPDJI)、及びChicago Board Options Exchange, Incorporated(以下CBOE)が所有する登録商標であり、三菱UFJ国際投信に対して利用許諾が与えられています。Standard & Poor's®、S&P®は、スタンダード&プアーズファイナンシャル サービスズ エル エル シー(以下S&P)が、Dow Jones®はダウ ジョーンズ トレードマーク ホールディングス エル エル シー(以下Dow Jones)が各々所有する登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信に対して利用許諾が与えられています。VIX®はCBOEが所有する登録商標であり、SDJIと三菱UFJ国際投信に対して利用許諾が与えられています。SPDJI、Dow Jones、S&P及びその関係者、もしくはCBOEは「国際のETF VIX短期先物指数」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当該指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位 ^(*)	1万口以上1口単位
購入価額 ^(*)	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額を加えた価額 ※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位 ^(*)	1万口以上1口単位
換金価額 ^(*)	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を差引いた価額
換金代金 ^(*)	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。 次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。

<購入>

- ①購入申込受付日またはその翌営業日が、次の外国の金融商品取引所等(以下「外国金融商品取引所等」といいます。)の休業日のいずれかに該当する場合
 - ・CBOE^{*1}先物取引所(CBOE Futures Exchange)
 - ・ニューヨーク証券取引所
 - ・ニューヨークの銀行
- ②購入申込受付日が、「国内休業日^{*2}、かついずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合
- ③購入申込受付日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に該当する場合
- ④上記①～③のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

申込不可日^(*)

- * 1 Chicago Board Options Exchange(シカゴオプション取引所)
- * 2 日本における委託会社または受託会社の休業日をいいます。

<換金>

- ①換金申込受付日またはその翌営業日が、外国金融商品取引所等の休業日のいずれかに該当する場合
- ②換金申込受付日が、「国内休業日、かついずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合
- ③換金申込受付日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に該当する場合
- ④換金申込受付日から起算して6営業日目までの期間に外国金融商品取引所等の休業日が3日以上ある場合の当該申込受付日
- ⑤上記①～④のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受け付けることができます。

申込締切時間 ^(*)	原則として、午後3時まで販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入制限 ^(*)	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の購入のお申込みに制限を設ける場合があります。なお、上記のほか、受益権の再分割または併合を行う場合には、購入のお申込みに制限を設ける場合があります。
換金制限 ^(*)	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。なお、上記のほか、受益権の再分割または併合を行う場合には、換金のお申込みに制限を設ける場合があります。

(*)の項目は、購入申込・換金請求されるお客さま向けです。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

手続・手数料等

■お申込みメモ

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、上記のほか、次のいずれかに該当する場合には、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。

<購入・換金時>

- ・当ファンドが行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われなるときもしくは停止されたとき。
- ・当ファンドが行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンド当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- ・当ファンドが行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、当ファンドの取得申込みおよび解約に係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託会社が判断したとき。

<換金時>

- ・当ファンドが行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、当ファンドの換金のお申込みに係る当該先物取引が完了しなかったとき。

購入・換金申込受付
の中止及び取消し^(*)

信託期間	無期限(2010年12月15日設定、2010年12月20日上場)※ 繰上償還が決定した場合、2024年2月14日までとなります。
繰上償還	当ファンドの純資産総額が1億円を下回ることとなった場合、または円換算した対象指数の変動率と基準価額の変動率とが継続して著しく乖離している場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合には、繰上償還となります。
決算日	毎年11月14日
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。
課税関係	課税上は、上場証券投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに売却時、換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
証券コード	1552
ISIN	JP3047310002
上場市場	東京証券取引所
取引所における 売買単位	1口単位

(*)の項目は、購入申込・換金請求されるお客さま向けです。

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

<購入申込・換金請求されるお客さま>

購入時手数料 **上限38,500円(税抜 35,000円)**として、販売会社が独自に定める額、または購入価額に**上限3.30%(税抜 3.00%)**として、販売会社が独自に定める率をかけた額
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

換金時手数料 **上限38,500円(税抜 35,000円)**として、販売会社が独自に定める額、または換金価額に**上限3.30%(税抜 3.00%)**として、販売会社が独自に定める率をかけた額
(換金される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

追加設定時
信託財産留保額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.05%**をかけた額

解約時
信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.05%**をかけた額

<取引所を通してお取引されるお客さま>

売買委託手数料 **取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかります。約定金額とは別にご負担いただきます。**(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率0.3960%(税抜 年率0.3600%)以内**をかけた額
くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

その他の費用・
手数料 監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。
上記のほか、以下の費用・手数料についても当ファンドが負担する場合があります。
・受益権の上場にかかる費用
・対象指数についての商標使用料 等
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有・約定金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入(追加設定)の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

野村信託銀行株式会社

ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。